新型コロナウイルス感染症対策本部(第 80 回) 議事概要

1 日時

令和3年11月12日(金)9時20分~9時38分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 禎久

外務大臣 林 芳正

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子 原二郎

経済産業大臣 萩生田 光一

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

防衛大臣 岸 信夫

内閣官房長官 松野 博一

デジタル大臣 牧島 かれん

復興大臣 西銘 恒三郎

国家公安委員会委員長 二之湯 智

内閣府特命担当大臣 野田 聖子

内閣府特命担当大臣 山際 大志郎

内閣府特命担当大臣 小林 鷹之

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当

ワクチン接種推進担当大臣 堀内 詔子

内閣府特命担当大臣 若宮 健嗣

環境副大臣 務台 俊介

内閣官房副長官 木原 誠二

内閣官房副長官 磯﨑 仁彦

内閣官房副長官 栗生 俊一

内閣総理大臣補佐官 村井 英樹

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 藤井 健志

内閣官房副長官補 滝崎 成樹

内閣官房副長官補 髙橋 憲一

内閣広報官 四方 敬之 内閣情報官 瀧澤 裕昭

4 議事概要

【内閣官房長官】

「最近の感染状況等」についてですが、今回はお手元の資料1の配布をもって説明に替えさせていただきます。

【山際国務大臣】

先般の対策本部での総理からの御指示を受け、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」について、後藤厚生労働大臣、堀内ワクチン担当大臣と御相談し、対策の内容をまとめたところであり、この本部で決定したいと考えております。 資料2—1に沿って、順次、主な内容を説明させていただきますが、まず、私から基本的な考え方について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に 強化するとともに、最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備える。このため、今後、 感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種 の促進、治療薬の確保を進めてまいります。

こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となります。これを踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ってまいります。

その上で、例えば感染力が3倍となるなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、 強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、通常医療の制限の下、緊急的な病床 等を確保するための具体的措置を講じることとしております。

以下、「医療提供体制の強化」、「ワクチン接種の促進」、「治療薬の確保」、「国 民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復」という4つの柱について、後 藤厚生労働大臣、堀内ワクチン担当大臣、そして私から、関係部分のポイントを説明 させていただきます。

【厚生労働大臣】

「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」について、厚生労働省の 取組を説明いたします。

1つ目は、医療提供体制の強化についてです。

まず、(1)の「病床の確保、臨時の医療施設の整備」については、今後感染力が 2倍となった場合にも対応できるよう、入院を必要とする方が、まずは迅速に病床又 は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を 11 月末までに整 備いたします。具体的には、病床の増床や臨時の医療施設における病床確保、感染ピ

- 一ク時に確保病床使用率を8割以上確保、公的病院の専用病床化、入院調整の仕組みの構築による療養先の決定の迅速・円滑化などの取組により、今夏と比べて約3割増の約3万7,000人の方の入院を可能にいたします。
- (2)の「自宅・宿泊療養者への対応」については、全ての自宅・宿泊療養者に、 陽性判明当日ないし翌日に連絡を取り、健康観察や診療を実施できる体制を確保する ため、今夏と比べて約3割増の約6万1,000室の宿泊療養施設を確保し、約3万2,000 の地域の医療機関等と連携してオンライン診療・往診、訪問看護等を行う体制を構築 いたします。
- (3)の「医療人材の確保等」については、感染拡大時に臨時の医療施設等が円滑に稼働できるよう、医療人材の確保・配置調整を担う体制を構築いたします。

また、(4)にあるように、医療体制の稼働状況について、ITを活用して徹底的に「見える化」を進めます。

(5)の「さらなる感染拡大時への対応」として、仮に感染力が2倍を超える水準になることが見込まれる場合、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、 緊急的な病床等を確保するための追加的な措置を講じます。

さらに、感染力が例えば3倍となることが見込まれる場合には、感染拡大のリスクが高い地域以外の医療機関に、コロナ以外の通常医療の制限措置を行い、医療人材派 遣等を行うよう、国が要求・要請いたします。こうした措置が速やかに解除されるよう、国民の皆様には更なる行動制限を求めます。

2枚目を御覧ください。

2つ目は、ワクチンの接種の促進についてです。

ファイザー社ワクチンの追加接種について、昨日薬事承認されたところです。これも踏まえ、追加接種の対象者や追加接種に使用するワクチンについて、15 日の厚生科学審議会で議論いたします。

さらに、12 月から追加接種を開始できるよう、自治体と緊密に連携を図るとともに、円滑な接種の実施のために全額国費を基本として必要な支援を行います。また、こうした追加接種に必要なワクチンは確保できる見込みです。

なお、5歳から11歳までの小児への接種については、一昨日、ファイザー社から申請がなされました。有効性・安全性が確認された場合、厚生科学審議会の了承を得た上で、接種を開始いたします。

3つ目は、治療薬の確保についてです。

国民が安心して暮らせるようになるための切り札である経口薬について、年内の実 用化を目指すとともに、必要量を確保いたします。

感染力が2倍となった場合、軽症から中等症の重症化リスク保有者向けに最大約35万回分、感染力が3倍となった場合は最大約50万回分の治療薬が必要な見込みです。

これに対して、中和抗体薬について、来年初頭までに約50万回分を確保いたします。経口薬についても、年度内に合計約60万回分を確保し、薬事承認が行われれば速やかに医療現場に供給いたします。

さらに、今冬をはじめ中期的な感染拡大にも対応できるよう、更なる治療薬の確保 に向けて取り組みます。経口薬については、追加で約100万回分、合計してこれまで に約160万回分を確保しております。

【堀内国務大臣】

1回目・2回目接種については、11月11日公表時点で、全人口に対する1回目の接種率は78.2%、2回目の接種率は74.5%となっております。

自治体や医療関係者など関係者の皆様方の御尽力によるものであり、改めて、感謝 申し上げます。

追加接種につきましては、追加接種対象者のうち、接種を希望する全ての方が受けられるよう、各自治体での接種体制の確保に加え、職域接種も実施いたします。

具体的には、1回目・2回目接種を実施した企業、大学等から職域接種の希望を募り、来年3月を目途に追加接種を開始することといたします。

ワクチン接種推進担当大臣として、接種が円滑に進むよう、関係大臣の皆様方とも 連携しつつ、引き続き、取り組んでまいります。

【山際国務大臣】

最後に、私から、4つ目の「国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復」について説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

行動制限については、感染拡大を防止しつつ日常生活や経済社会活動を継続できるよう緩和を進めることとし、具体的内容は、速やかに基本的対処方針においてお示しいたします。ただし、緊急事態宣言等の下で、通常医療への制限が必要となる場合等には、行動制限の緩和を停止することがあり得ます。

検査については、都道府県が、健康理由等でワクチン接種ができない方を対象として、経済社会活動を行う際の検査を予約不要、無料とできるよう支援を行うとともに、 感染拡大時に、都道府県の判断により、感染の不安がある無症状者に対し、検査を無料とできるよう支援していく等、誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備を 進めてまいります。

10ページを御覧ください。

ワクチン接種証明書については、年内にデジタル化を実現いたします。これにより、 海外渡航用だけでなく、国内においても活用が進むと見込まれており、飲食店やイベ ント主催者等がワクチン接種歴を確認できるようにいたします。

11ページを御覧ください。

感染状況を評価する基準については、先般のコロナ分科会の提言を受け、医療のひっ つ迫状況に、より重点を置いた考え方に見直しを行うこととし、速やかに基本的対処 方針を改正いたします。

また、新型コロナにより影響を受ける方々に対しては、給付金等の支援を行うこと とし、詳細は経済対策で決定いたします。 今後の更なる対応といたしましては、病床や医療人材の確保等について、国や自治体が迅速に必要な要請・指示をできるようにするための法的措置を速やかに検討するとともに、行政の在り方も含めた司令塔機能の強化等により、危機管理の抜本的な強化を検討いたします。

【内閣官房長官】

それでは、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【内閣総理大臣】

本日、新型コロナ対応の全体像を取りまとめました。足元の感染状況は落ち着いていますが、まず重要なことは、最悪の事態を想定し、次の感染拡大への備えを固めていくことです。こうした観点から、今回の全体像において、今後、感染力が2倍になった場合にも対応できる医療体制を早急に確保することといたしました。

具体的には、公的病院の専用病床化を始め、新たな病床を確保するとともに、病床使用率を8割以上とすることにより、この夏と比べて3割増の約3万7,000人の入院を可能とします。この夏の4倍弱増、約3,400人を受け入れることができる臨時の医療施設等も確保し、11月末までに、必要な方が確実に入院できる体制を作ります。

軽症者向けの宿泊療養施設についても、この夏と比べて約3割増、1万4,000室増やすとともに、自宅で療養する方が必要な診療を受けられるよう、全国で、のべ約3万2,000の医療機関等と連携し、オンライン診療・往診等を行う体制を構築いたします。

こうして強化した医療体制については、12 月から、一つ一つの病院ごとの確保病 床数を公表するとともに、I Tを活用して、稼働状況を徹底的に見える化いたします。 さらに、感染力が3倍となるなど、それ以上の感染拡大が生じた場合の具体的措置 もお示ししました。

次に、今回の全体像の第2のポイントは、ワクチン、検査、飲める治療薬の普及により、予防、発見から早期治療までの流れを強化し、早期対応を可能にするとともに、重症化リスクを減らすことです。具体的には、ワクチンについては、12 月から3回目の追加接種を始めます。専門家の意見も踏まえ、2回目接種からおおむね8か月以降に、18歳以上の希望する全ての方が接種を受けられるようにします。

治療薬については、今後の切り札となる経口薬の年内実用化を目指します。そして、 薬事承認が行われれば、速やかに合計 60 万回分を医療現場にお届けします。更に 100 万回分も確保しており、今後とも必要な量を確保し、万全を期してまいります。

検査も抜本的に拡充します。健康などの理由でワクチン接種できない方が、予約無 しに、無料で検査を受けられるようにするとともに、感染拡大時には、ワクチン接種 者を含め、無症状者でも無料で検査を受けられるようにいたします。 これとあわせ、年内には、ワクチン接種証明書をデジタル化し、活用を進めることで、通常に近い経済社会活動を取り戻していきます。

最悪の事態を想定した医療体制の確保、そして、予防・発見から早期治療までの流れの強化。これらの取組によって、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となり、感染リスクを引き下げながら経済社会活動を継続できるようになります。

各大臣におかれましては、本日決定した全体像に基づき、今後のコロナ対策に万全 を期してください。

以上